

相模原市発注工事における単品スライド条項の適用について

最近の鋼材類及び燃料油が高騰している状況を踏まえ、相模原市公共工事標準請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）について、次のとおり適用することとしました。

1 対象資材

鋼材類（H型鋼、異形棒鋼など）、燃料油（軽油、ガソリンなど）

2 対象工事

実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事の契約金額を再積算した場合に、当初金額よりも1%以上変動する工事。

3 契約金額の変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を変更の対象とします。（1%は、受注者の負担とします。）

ただし、部分払いの対象となった出来形部分等については対象外とします。

4 適用日

平成20年8月8日

5 その他

詳細の運用については、同時に公表する「相模原市公共工事標準請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル」により行います。

担 当 企画財政局財務部契約課

電 話 042-769-8217（直通）

内 線 2322

【参考】単品スライド条項について

〈相模原市公共工事標準請負契約約款 第25条第5項〉

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。